

第二次東松山市農業振興基本計画



こども農業塾：神戸地内の田んぼにて

令和8年3月

東松山市



はじめに

東松山市は東京都心から約 50 kmの距離に位置し、恵まれた交通体系を背景に首都圏近郊の都市として発展してきた一方で、緑豊かな比企丘陵と美しい田園風景が今なお残る田園都市でもあります。

市内では、水田農業をはじめ、梨やくりなどの果樹栽培、多種多様な野菜生産や畜産が盛んに行われており、農業は市民生活や地域経済の発展に大きく寄与してきました。また、農地と



農業は単に農産物を供給するという側面だけでなく、防災上の機能や農業体験を通じた交流、身近な緑地空間の提供など多面的な機能を有しています。これらは市民生活の質を高める重要な資源であり、地域にとってかけがえのない財産となっています。

本市では平成29年に「東松山市農業振興ビジョン」を策定し、令和7年度にかけて『安全な農産物づくりとブランド化が進み、収益性の高い農業が営まれるまち』の実現に向けて取り組んできました。

この度策定しました「第二次東松山市農業振興基本計画」では、これまでの取組を踏まえ、「多様な担い手の育成・確保」、「農地の保全と活用」、「多彩で魅力的な農業の推進」の3つの基本方針に基づき、担い手の確保と育成、農業生産基盤の整備・維持、環境に優しい有機農業の推進等に取り組んでまいります。

そして、本市が目指す将来像『美味しさ 楽しさ まるごと味わう元気な東松山市農業』の実現に向けて、市民や農業者の皆様、さらには関係機関の方々と連携して活力ある農業の振興を図ってまいります。

結びとなりますが、東松山市農業振興対策協議会委員の皆様をはじめ、本計画策定にご尽力いただいた方々に深く感謝申し上げますとともに、本計画の推進に引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

東松山市長 森田 光一

目次

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 序章 | 第二次東松山市農業振興基本計画の概要 | 1 |
| 1 | 東松山市の概要 | 2 |
| 2 | 第二次東松山市農業振興基本計画策定の趣旨 | 2 |
| 3 | 計画の期間 | 2 |
| 4 | 計画の位置づけ | 3 |
| 第1章 | 農業の現状と課題 | 5 |
| 1 | 農業を取り巻く状況 | 6 |
| (1) | 我が国の農業を取り巻く状況 | 6 |
| (2) | 国及び埼玉県の動向 | 6 |
| 2 | 東松山市における農業の現状と課題 | 7 |
| (1) | 担い手について | 7 |
| (2) | 農地及び農業用施設について | 9 |
| (3) | 農産物の生産・販売について | 10 |
| 3 | 農業委員会への意見聴取について | 11 |
| 第2章 | 第二次東松山市農業振興基本計画の全体像 | 13 |
| 1 | 将来像 | 14 |
| 2 | 基本方針 | 15 |
| 3 | 持続可能な農業の推進 | 17 |
| 第3章 | 農業施策の展開 | 19 |
| 1 | 施策の体系 | 20 |
| 2 | 施策の展開 | 21 |
| | 基本方針1 多様な担い手の育成・確保(人づくりの視点) | 21 |
| (1) | 担い手の確保と育成 | 21 |
| (2) | 多様な人材の活躍 | 22 |
| | 基本方針2 農地の保全と活用(基盤づくりの視点) | 23 |
| (1) | 農業生産基盤の整備・維持 | 23 |
| (2) | 農地利用集積の推進 | 24 |

| | |
|---|-----|
| 基本方針 3 多彩で魅力的な農業の推進(ものづくりの視点) | 2 5 |
| (1) 元気な農畜産業の推進 | 2 5 |
| (2) 環境に優しい有機農業の推進 | 2 6 |
| (3) 農畜産物のブランド化と加工品の開発・販売の促進 | 2 7 |
| (4) 地産地消と食育の推進 | 2 8 |
| (5) 東松山市農林公園の魅力アップ | 2 9 |
| 3 指標と目標値 | 3 0 |
| | |
| 第4章 計画の推進に向けて | 3 1 |
| 1 推進体制 | 3 2 |
| 2 関係機関の役割 | 3 2 |
| | |
| 参考資料 | 3 5 |
| 用語集 | 3 6 |

序 章

第二次東松山市農業振興基本計画の概要

序章 第二次東松山市農業振興基本計画の概要

1 東松山市の概要

東松山市（以下「本市」という。）は埼玉県のほぼ中央にあり、東京都心から約50km圏に位置しています。東は吉見町、西は鳩山町、嵐山町、滑川町、南は坂戸市、川島町、北は熊谷市に接しています。

本市は、昭和29年7月1日に比企郡松山町、大岡村、唐子村、高坂村、野本村の1町4村が合併し、市制を施行しました。令和6年には市制施行70周年を迎えています。

昭和40年代以降に都市化が進展し、昭和50年代の関越自動車道東松山インターチェンジの開通と東松山工業団地の分譲開始を契機に、本市の工業は発展を遂げました。その後、首都圏の拡大に伴って一時的に人口が急増し、現在も東京近郊の住宅都市としてその役割を担っています。

本市の西部から北部の一部にかけては、秩父山系に連なる丘陵地帯が広がり、緑豊かな武蔵野の面影を残しています。中央部は市街地が形成され、北部は果樹園や畑が広がり、東部から南部にかけての低地は肥沃な水田地帯となっています。

2 第二次東松山市農業振興基本計画策定の趣旨

本市では、平成29年3月に「東松山市農業振興ビジョン」を策定し、将来像に掲げた『安全な農作物づくりとブランド化が進み、収益性の高い農業が営まれるまち』の実現に向けた施策を計画的に進めてきました。

この間、農業用資材の価格高騰や少子・超高齢化社会の到来による担い手不足等により農業を取り巻く状況は厳しさを増しています。このような状況の変化に対応し、本市農業の課題解決に向け、本市農業が目指すべき将来像を改めて検討し、農業に関する施策を計画的に推進することを目的に、本市における農業総合戦略として策定します。

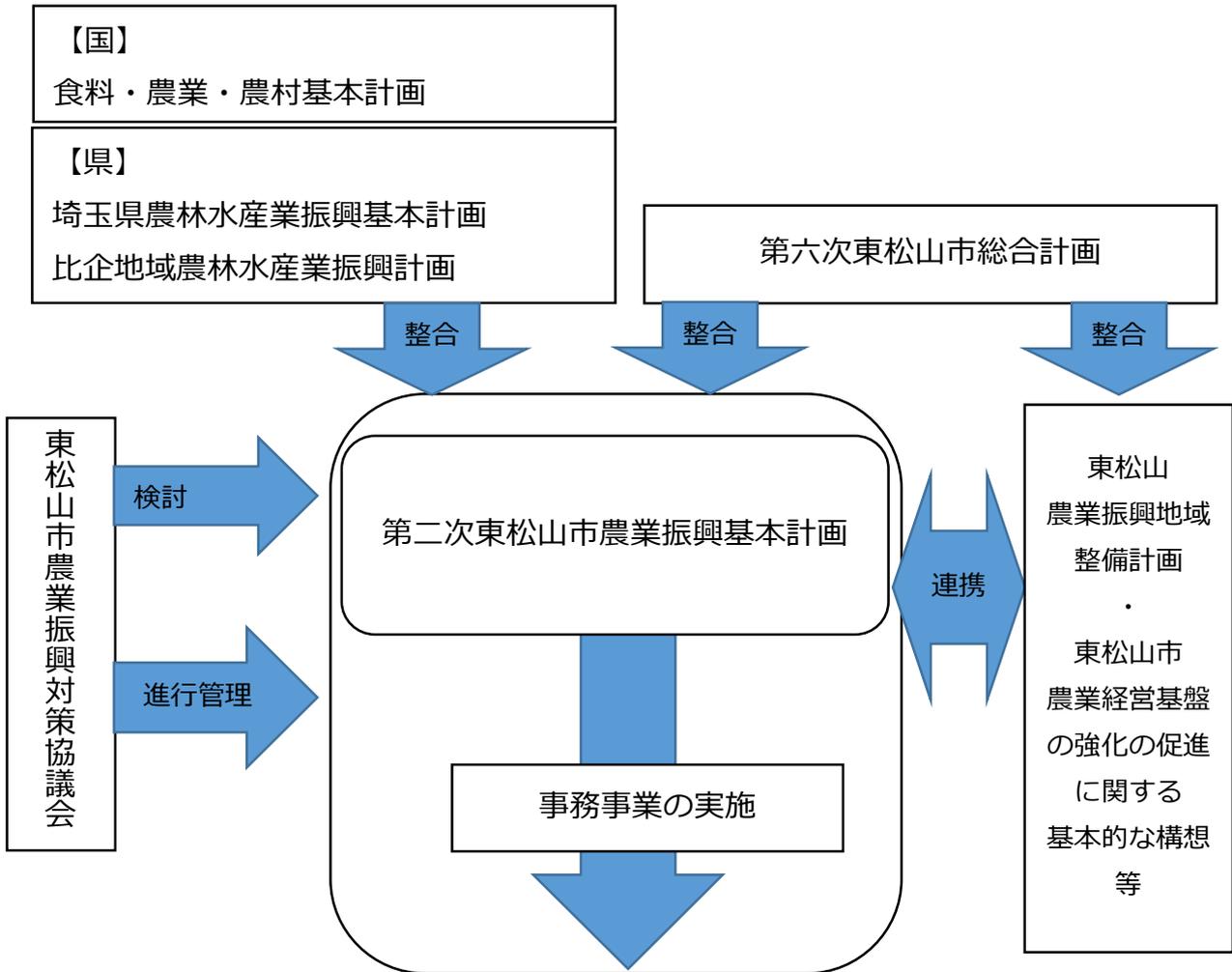
3 計画の期間

計画の期間は、「第六次東松山市総合計画」の計画期間との整合性を図り、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。なお、社会・経済情勢の変化や本市を取り巻く環境変化に伴い、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 計画の位置づけ

第二次東松山市農業振興基本計画は、「第六次東松山市総合計画」を上位計画とするほか、他の農業関連の計画（東松山農業振興地域整備計画等）と連携し計画を策定します。

また、国の「食料・農業・農村基本計画」や埼玉県「埼玉県農林水産業振興基本計画」等との整合も図ります。



第1章

農業の現状と課題

第1章 農業の現状と課題

1 農業を取り巻く状況

(1)我が国の農業を取り巻く状況

我が国の農業は、農地の減少、農業者の高齢化、後継者等の担い手不足、気候変動等による自然災害の多発や栽培適地の変化といった様々な問題を抱えています。また、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻、円安の影響を受け、原油や食料とともに農業生産に必要な諸資材の価格も上昇しています。

令和6年度の食料自給率は、カロリーベースで38%にとどまり、食料の約6割を輸入に頼っている状況があり、昨今の世界情勢も背景として食料自給率の向上や安全で安心な食料の安定供給への期待が高まっています。

(2)国及び埼玉県の動向

令和4年7月に施行された「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下「みどりの食料システム法」という。）では農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図るとされています。

また、令和6年6月に「食料・農業・農村基本法」が25年ぶりに抜本的に改定され、令和7年4月には「食料・農業・農村基本計画」が策定されました。改正法では、「食料安全保障の確保」を新たに法律の基本理念の柱と位置づけ、農産物や農業資材の安定的な輸入、備蓄、スマート技術を活用した生産、加工、流通方法の導入の促進等に取り組むことが盛り込まれています。また、人口減少とともに農業者の減少等が生ずる状況においても、食料の供給機能や農地の多面的機能が発揮され、農業の持続的発展が図られなければならないと規定し、農業生産の方向性として、生産性の向上、付加価値の向上、環境負荷低減を位置づけました。

埼玉県では平成29年3月に「埼玉県農林水産業振興条例」を制定し、同条例に基づく「埼玉県農林水産業振興基本計画」では、競争力の強化、安定的で持続的な経営、多面的機能の発揮、良質かつ安全な作物の安定供給を目的とし、様々な農業振興を総合的かつ計画的に推進しています。また、みどりの食料システム法に基づき、令和5年3月

に埼玉県と県内 63 市町村の共同により「埼玉県環境負荷低減事業活動促進基本計画」を策定しました。同計画では、環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標として、令和 9 年度末までに、化学肥料使用量を平成 2 8 年度比で 1 6 %削減すること等を掲げています。

2 東松山市における農業の現状と課題

(1) 担い手について

本市の令和 2 年の総農家数は 9 9 3 戸で、そのうち販売農家が 4 1 9 戸（4 2 . 2 %）、自給的農家が 5 7 4 戸（5 7 . 8 %）となっています。平成 2 2 年から令和 2 年までに総農家数が 3 0 6 戸減少しており、そのうち販売農家数の減少が 2 8 9 戸と大部分を占めています。年齢別でみると、7 0 歳以上の農家が 6 8 . 3 2 %と高齢化が顕著となっています。また、経営耕地面積規模別経営体数をみると 2 ha 以上の経営体は平成 2 2 年の 4 6 経営体から令和 2 年には 5 0 経営体と大きな変化はない一方で、2ha 未満の農家数は平成 2 2 年の 6 7 2 経営体から令和 2 年には 3 8 2 経営体と大幅に減少しています。

これまででも新たな担い手育成のため農業塾や農業経営塾等の取組を進めてきましたが、今後の課題としては、幅広い年代に農業に目を向けてもらうための P R を強化するとともに、各種就農支援を引き続き推進し、担い手の確保につなげることが挙げられます。

① 総農家数

| 調査年 | 総農家数 | | |
|--------|--------|------|-------|
| | 合計 | 販売農家 | 自給的農家 |
| 平成22年 | 1,299戸 | 708戸 | 591戸 |
| 平成27年 | 1,220戸 | 613戸 | 607戸 |
| 令和 2 年 | 993戸 | 419戸 | 574戸 |

販売農家：経営耕地面積 30a 以上又は農産物販売金額 50 万円以上の農家

自給的農家：経営耕地面積 30a 未満かつ農産物販売金額 50 万円未満の農家

資料：農林業センサス

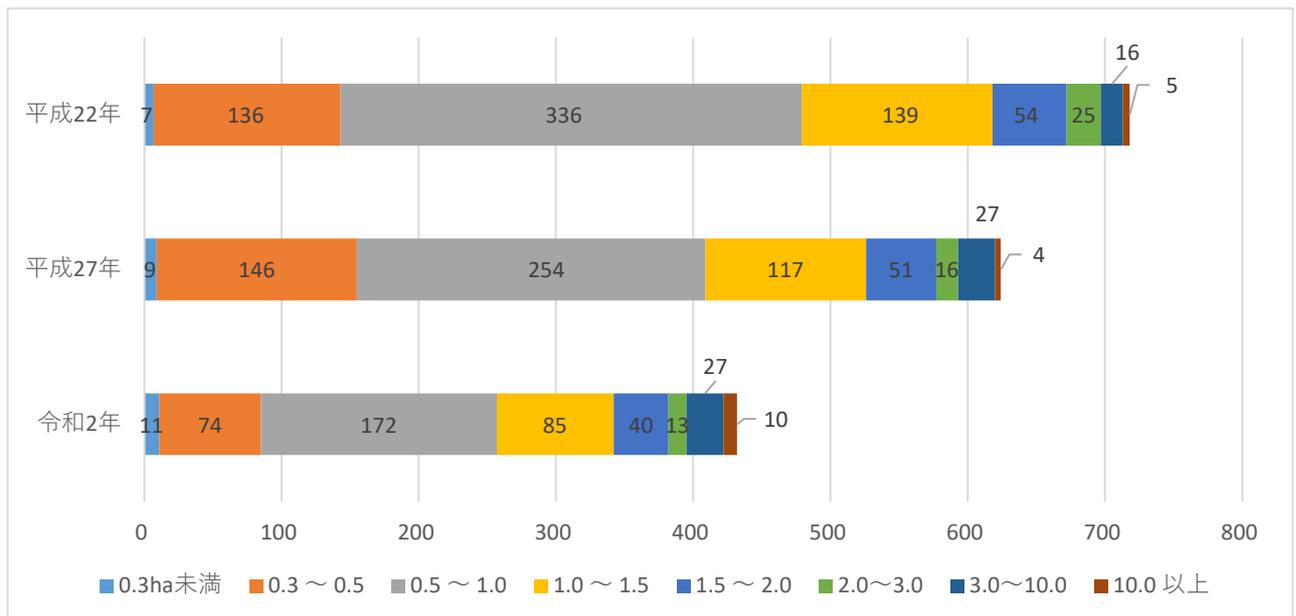
② 年齢別基幹的農業従事者数

| | 平成22年 | 構成比 | 平成27年 | 構成比 | 令和2年 | 構成比 |
|--------|-------|--------|-------|--------|------|--------|
| 30歳未満 | 19人 | 2.00% | 17人 | 2.10% | 0人 | 0.00% |
| 30～39歳 | 23人 | 2.42% | 20人 | 2.47% | 6人 | 1.24% |
| 40～49歳 | 22人 | 2.32% | 24人 | 2.96% | 22人 | 4.55% |
| 50～59歳 | 72人 | 7.59% | 38人 | 4.69% | 17人 | 3.52% |
| 60～69歳 | 264人 | 27.82% | 224人 | 27.65% | 108人 | 22.36% |
| 70～79歳 | 376人 | 39.62% | 301人 | 37.16% | 202人 | 41.82% |
| 80歳以上 | 173人 | 18.23% | 186人 | 22.96% | 128人 | 26.50% |
| 総数 | 949人 | | 810人 | | 483人 | |

※平成22、27年は販売農家、令和2年は個人経営体の数値

資料：農林業センサス

③ 経営耕地面積規模別経営体数（単位：戸）



資料：農林業センサス

(2) 農地及び農業用施設について

令和2年の耕地面積は田が726ha、畑が714ha、合計で1,440haです。平成22年から比較すると170ha減少している一方で、遊休農地面積は令和4年の121.18haから令和6年には192.28haに増加しています。また、本市で実施された土地改良事業の多くは昭和期に実施されており、水路等の農業用施設の老朽化が進んでいます。

今後の課題としては、農地の集積・集約化を進めることに加え、農業用施設の適切な維持管理を行い、農業を支える基盤を整備・維持していくことが挙げられます。

① 耕地面積

| 調査年 | 耕地面積 | 田耕地面積 | | 畑耕地面積 | |
|-------|---------|-------|-------|-------|-------|
| 平成22年 | 1,610ha | 798ha | 49.6% | 816ha | 50.7% |
| 平成27年 | 1,480ha | 742ha | 50.1% | 739ha | 49.9% |
| 令和2年 | 1,440ha | 726ha | 50.4% | 714ha | 49.6% |

※資料：作物統計調査

標本調査及び現地見積りの結果に基づき、市町村別に作成した加工統計です。そのため、項目の割合合計が100%にならないことがあります。

② 遊休農地面積

| 調査年 | 面積 |
|------|----------|
| 令和4年 | 121.18ha |
| 令和5年 | 101.81ha |
| 令和6年 | 192.28ha |

※資料：東松山市農業委員会実施の遊休農地調査

(3) 農産物の生産・販売について

農産物販売金額規模別に農家数を整理すると、売り上げが300万円以上の農家は47戸となり、総農家数の約1割にとどまっています。一方で、売り上げが50万円未満の農家は269戸と多く、本市には小規模な農家が多いことが分かります。また、埼玉中央農業協同組合が運営する東松山農産物直売所「いなほてらす」の売り上げは右肩上がりが増加しています。

今後の課題としては、安全で安心な農畜産物の生産を基本とし、特産品開発や農業の6次産業化、契約栽培等の取組を通じ、市内産農畜産物の付加価値を高めることが挙げられます。また、付加価値の高い農産物を効率的に生産し、収益性の高い農業経営を実現することが求められます。さらに、スマート農業、乾田直播等の新技術・新手法の導入を進め、本市農業の持続可能性を確保していくことが必要です。

① 農産物販売金額規模別経営体数（販売目的） 令和2年2月1日現在

| | 総数 | 販売なし | 50万円未満 | 50～100万円 | 100～300万円 | 300～500万円 | 500～1,000万円 | 1,000～3,000万円 | 3,000万円以上 |
|-----|------|------|--------|----------|-----------|-----------|-------------|---------------|-----------|
| 市内計 | 432戸 | 95戸 | 174戸 | 68戸 | 48戸 | 23戸 | 12戸 | 7戸 | 5戸 |

※資料：農林業センサス

② 東松山農産物直売所（いなほてらす）売上実績

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 売上額 | 6億4,130万9千円 | 6億5,563万0千円 | 6億7,424万4千円 | 7億1,756万7千円 | 8億2,477万3千円 |
| 来客数 | 317,051人 | 322,398人 | 316,794人 | 325,171人 | 346,080人 |

※資料：埼玉中央農業協同組合資料から作成



東松山農産物直売所（いなほてらす）



彩り野菜

3 農業委員会への意見聴取について

農業振興対策協議会の議論を通じて、市農業にとって喫緊の課題は「担い手の確保」であることが改めて確認されました。そこで、市農業の現状に精通した東松山市農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様へ依頼し、今後、「担い手の確保」のために市が取り組むべき施策について、地区別に意見を取りまとめていただきました。

地区ごとの意見は次のとおりです。本計画の推進に当たっては、各地区の意見を考慮し、可能な限り反映しながら進めていきます。

松山地区

- ①多様な担い手を募集する（専業主婦（主夫）・定年退職者・興味がある人）
- ②担い手が利用できる土地を探して、明示する。
- ③担い手を補助する機構を作る。

補足

- ①農業で生計を立てるのは困難であっても、農業は生活に潤いをもたらす。
- ②貸出可能な土地を明示し、借用するハードルを下げる。
- ③高価な農機具は導入ハードルが高いので、それを補助する機械・人を用意する。
（（公財）東松山市農業公社を発展させる。）

大岡地区

新規就農者に推奨する作物の調査と選定を行う。

補足

新規就農者の経営基盤を安定化させるためには、推奨作物の販路拡大や消費者へのPRも大切となる。

唐子地区

東松山市で新規農業を手掛ける際に、どこで何を作ったらよいかを明確にアドバイスする。

補足

- ・新規就農希望者に、空いている農地を紹介する。
- ・畑作は、作りやすい作物を選定し、それに特化して作ると良い。
例）白菜・キャベツは契約栽培が進んでいる。ハニーホワイトは市の特産であり、ブロッコリーは国の指定を受けたので作りやすい。
- ・「東松山農業者会 NEXT」や「東松山市戦略作物研究会」を活用する。
- ・行政、埼玉中央農業協同組合、農地中間管理機構の連携を強化する。

高坂地区

農業の魅力を示し、多様な作物を栽培してみたい人、新規就農希望者の相談窓口を農政課に常設する。

補足

窓口で受けた相談内容（栽培希望作物、栽培場所等）に応じて、市内の専門農家を紹介し、新規就農者が勉強するための支援を行う。市は、引き受けていただいた農家に人材育成資金として補助金の交付を検討する。

野本地区

野本地区の特性から稲作農業での提案となる。

現行の農業ビジョンは規模の拡大にやや趣を置いているが、現在の規模拡大では農業者に何らかの事故があった場合のリスクが大きくなりすぎるため、農業経営の基盤強化が求められる。このことから、中規模兼業農家に着目し、「農業プラス1」モデルを推進する。「プラス1」は、農業以外に給与、年金、自営業による収入を持つ兼業の形態を指し、こうした中規模兼業農家を新規就農者として確保する。行政は担い手への各種の支援を制度化し、継承や農業機械の有効活用を仲介・支援する。

補足

行政は、新規就農者と辞めていく農家の引継を制度的に仲介し、既存農業機械の有効活用を図る。ターゲットは2ha～5ha前後の兼業農家とし、「チャレンジしたくなるような稲作農業」を展開する。従前とは異なる乾田直播、湛水直播、再生二期作等の新技術について、行政が視察や研修を企画するとともに、新農法への切り替え目標を設定する。あわせて、最低収穫支援制度や新農法導入に必要な農機具購入支援制度の検討も行う。

都心部で地価・家賃が高騰する一方、市内には空き家が増加している。移住促進、空き家対策、農業支援を一体的に推進することで担い手の確保につなげる。

第2章

第二次東松山市農業振興基本計画の全体像

第2章 第二次東松山市農業振興基本計画の全体像

1 将来像

「東松山市農業振興ビジョン」では、目指す将来像を『安全な農産物づくりとブランド化が進み、収益性の高い農業が営まれるまち』とし、生産規模の拡大及び農業の生産性向上のために農業生産基盤の整備、就農希望者への働きかけや就農後のフォローアップによる農業の担い手の育成・確保、安定した出荷体制による農産物のブランド化と収益性の高い農業の実現、さらには東松山農産物直売所の充実による地産地消の推進と関連産業の活性化に取り組んできました。

また、「第六次東松山市総合計画」では『元気と希望と歩むまち 住みよさ やさしさ 東松山』を本市の将来像として掲げており、人と人とのつながりを大切にし、人が孤立しない元気なまちづくりを推進することとしています。

農業は単に農産物を供給するだけでなく、農業体験を通じた交流、身近な緑地空間の提供、生物多様性の保全等の多面的機能を有しています。これらは市民生活の質を高める重要な資源であり、地域にとってかけがえのない財産です。首都圏に近い立地を生かし、企業や団体、市民による多種多様な農畜産物の生産が行われることで、本市農業の持続可能性が確保されることを目指します。こうした考えを踏まえ、より多くの人に本市の多彩な農業を味わってもらいたいことを願い、第二次東松山市農業振興基本計画により目指す将来像を次のとおり定めます。



美味しさ 楽しさ まるごと味わう元気な東松山市農業



2 基本方針

本市農業の将来像の実現に向け、次のとおり3つの基本方針を定め、この基本方針を基に施策を展開します。

基本方針1 多様な担い手の育成・確保（人づくりの視点）

本市では、農業者の高齢化及び減少に伴い、耕作面積も減少しています。また、耕作面積の減少は、遊休農地の増加につながり病害虫の発生などにより農地が本来持つ多面的機能の発揮にも悪影響を及ぼします。担い手としては、子育てが一段落した世代、定年退職者、農家の家族、法人の参入、農作業を支援する市民サポーター等の多様な可能性が考えられます。就農希望者からの相談機会を広く設けるほか、関係機関と連携し、農業技術を習得する機会である農業塾や農林公園における農業研修、農福連携による取組等を通じ、担い手の育成・確保を進めます。また、現在農業経営を行っている方には、法人化を含む中長期的な視点での支援を行い、経営の発展を後押しします。

基本方針2 農地の保全と活用（基盤づくりの視点）

国では遊休農地の拡大を食い止め、利用しやすい農地を増やすよう農地の集積・集約化に向けた取組を推進することが課題とされています。その実現のため、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定することとされました。本市では稲作だけでなく、梨・くり等の栽培も盛んであることから、地域の特性を生かした地域計画づくりを進めています。地域計画は地域の実情に応じて見直すとともに、地域内外からの農地の担い手を幅広く確保しつつ、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化の取組を進めます。あわせて多面的機能支払交付金等を活用した農業水利施設等の適正な維持管理を推進し、農業の生産機能の維持・向上を進めます。さらに、耕作条件改善事業等を活用し、農業生産基盤の整備と一体的に水稻農家の規模拡大を支援します。

基本方針3 多彩で魅力的な農業の推進（ものづくりの視点）

本市では、水稻のほか、とうもろこし・カリフラワー・キャベツ等の野菜、梨・いちご・くり等の果実、花き、畜産物といった多様な農畜産物が生産されています。本市は首都圏からのアクセスが良く、東松山ぼたん園、くらかけ清流の郷、歴史的価値のある神社仏閣等の多くの魅力的な観光資源があります。令和5年1月には本市も参加する比企丘陵農業遺産推進協議会による「比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム」が日本農業遺産として認定されました。これらの地域特性を生かし、市内産農畜産物を使用した加工品の開発及び観光資源を活用した販売促進等の取組を推進します。また、食育や農業体験事業を通じ、未来の担い手となり得るこどもたちに農業の大切さを伝えていきます。さらに、本市の豊かな自然環境を生かした環境負荷低減型農業を推進するほか、ロボット技術、ICT技術等を活用したスマート農業の導入支援を進め、安定した持続可能な農業の実現につなげます。

コラム

比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム

埼玉県比企丘陵地域(滑川町、東松山市、熊谷市、嵐山町、小川町、吉見町、寄居町)は、谷津地形(丘陵地で形成された谷状の地形)を生かして多数のため池を築き、谷津田での稲作と谷津斜面での少量多品目の畑作を行っています。ため池と谷津田は河川からの引水に頼らず、天水のみを水源とする閉鎖系の水利システムを形成しているため、貴重な生態系が維持されています。



典型的な谷津地形（国営武蔵丘陵森林公園上空より）

3 持続可能な農業の推進

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）について

SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標です。2030年を達成年限とし、17の目標と169のターゲットから構成されており、「第六次東松山市総合計画」においても、SDGsの理念を取り込み、持続可能な開発目標を意識しながら市政運営に取り組みます。

(2) 関連するSDGs

「第六次東松山市総合計画」において位置付けられた農業分野におけるSDGsの目標は次のとおりです。本計画においても、これらの目標を意識しながら各施策を推進します。

| | |
|--|--|
| <p>2 飢餓をゼロに</p>  | <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> |
| <p>8 働きがいも経済成長も</p>  | <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> |
| <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  | <p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> |
| <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  | <p>持続可能な消費生産形態を確保する</p> |

13 気候変動に
具体的な対策を



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

15 陸の豊かさも
守ろう



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



コラム

TABETE レスキュー直売所

「TABETE レスキュー直売所」は(株)コークッキング、東武鉄道(株)、埼玉中央農業協同組合、大東文化大学、(株)大塚応援カンパニー、東松山市の6者が連携してフードロスの解消を目指すための産官学連携の取組で、令和4年9月に始まりました。埼玉中央農業協同組合管内にある5箇所の直売所（東松山市、滑川町、鳩山町、嵐山町、小川町）で売れ残ってしまった農産物を東武東上線で池袋駅まで輸送して販売します。池袋駅でも売れ残ってしまった農産物については、子ども食堂に寄付し無駄が生じない仕組みを構築しています。



直売所で売れ残った農産物

森林公園駅で農産物を積込

池袋駅まで輸送

池袋駅構内で販売

お弁当をこどもたちへ

第3章

農業施策の展開

第3章 農業施策の展開

1 施策の体系

基本方針1 多様な担い手の育成・確保（人づくりの視点）

- 1-1 担い手の確保と育成
- 1-2 多様な人材の活躍

基本方針2 農地の保全と活用（基盤づくりの視点）

- 2-1 農業生産基盤の整備・維持
- 2-2 農地利用集積の推進

基本方針3 多彩で魅力的な農業の推進（ものづくりの視点）

- 3-1 元気な農畜産業の推進
- 3-2 環境に優しい有機農業の推進
- 3-3 農畜産物のブランド化と加工品の開発・販売の促進
- 3-4 地産地消と食育の推進
- 3-5 東松山市農林公園の魅力アップ

2 施策の展開

本市の農業の将来像『美味しさ 楽しさ まるごと味わう元気な東松山市農業』の実現に向けて、3つの基本方針に基づき取組を進めます。

基本方針1 多様な担い手の育成・確保（人づくりの視点）

(1) 担い手の確保と育成

施策の方向性

- ・関係機関と連携し、適切な役割分担により、就農準備段階から農業経営開始までに必要な技術や知識の習得に対する支援を行います。
- ・経営開始後においても、さらなる農業経営発展に向け中長期的な支援を行います。

具体的な取組

- ・職業として農業を選択してもらえるよう農業の魅力や支援体制について積極的にPRします。
- ・新規就農希望者が栽培技術や経営手法を習得できるよう（公財）東松山市農業公社と連携した農業塾や東松山市農林公園での研修を実施します。
- ・就農後間もない新規就農者の経営の安定と定着を図るため、国や県の制度の活用等により、早期の農業経営の安定化を促します。
- ・埼玉中央農業協同組合と連携し、技術指導等の新規就農者支援に取り組みます。
- ・（公財）東松山市農業公社や（公社）埼玉県農林公社と連携し、新規就農に必要な農地を確保します。
- ・（公財）東松山市農業公社と連携し、トラクターや乗用草刈り機などの農業機械の貸付等の取組を進めます。

(2) 多様な人材の活躍

施策の方向性

- ・農福連携の取組等を通じ、多様な担い手の確保につなげます。
- ・農業法人の誘致や法人化への取組支援に加え、子育てが一段落した世代や定年退職者等の多様な担い手の確保と人材育成を図ります。

具体的な取組

- ・福祉事業所や農家に対し、農福連携のメリット等について発信するほか、関連機関との連携・情報共有等を進めます。
- ・若手農業者だけでなく、子育てが一段落した世代、定年退職者等を含めて農業に目を向けてもらえるようPRします。
- ・別の仕事をしながら農に関わる「半農半X」や、短期・短時間の就業先としての農業への関わり方について発信し、新たな担い手の確保につなげます。
- ・稲作については、特に中規模農家で、農業以外の収入源がある方をターゲットとして想定し、担い手の確保を推進します。
- ・農業法人の誘致に取り組むほか、法人化のメリットについて発信し、農業承継の選択肢を広げます。
- ・埼玉中央農業協同組合、(公財)東松山市農業公社、埼玉県と連携し、新規就農希望者に寄り添った支援を行います。
- ・農業法人の認定農業者認定に関する取組を進めます。



農業塾（野菜コース）



就労継続支援 B 型事業所メガテラフーズの作業

基本方針2 農地の保全と活用（基盤づくりの視点）

(1) 農業生産基盤の整備・維持

施策の方向性

- ・効率的で安定した営農を実現するため、ほ場の大区画化を促進し、農業者が生産しやすい農業基盤の整備を推進します。
- ・農業水利施設の維持管理・保全を通じて施設の長寿命化及び農地の有する多面的機能の向上・発揮を図ります。
- ・栽培、収穫に深刻な影響を及ぼす鳥獣害対策に取り組みます。

具体的な取組

- ・農業の生産性向上を図るため、農地中間管理事業の農地耕作条件改善事業等を活用し、ほ場の大区画化を促進します。
- ・土地改良区等が行う渇水対策や農産物の品質向上に不可欠な農業水利施設の改修や復旧のための事業費補助を行います。
- ・多面的機能支払交付金活動組織による施設の長寿命化等のための活動を支援し、農業生産基盤の基礎的要素である農業水利施設の補修・更新を促進します。
- ・防災重点ため池について、豪雨や地震等に備え、ため池の機能維持・適正管理等に必要な対策を推進します。
- ・電気柵の導入支援に加え、鳥獣害による農産物の被害防止対策を猟友会と連携し進めます。



耕作条件改善事業により撤去された畔



猟友会による箱罠設置

(2) 農地利用集積の推進

施策の方向性

- ・ 地域計画（目標地図）の実現に向け、地域の実情に応じて計画の見直しを行い、認定農業者等の意欲ある担い手への農地の集積・集約を通じ農地利用の最適化を図ります。

具体的な取組

- ・ 地域の実情に応じて地域計画を作成、更新するとともに地域計画の普及啓発に取り組みます。
- ・ (公財) 東松山市農業公社、(公社) 埼玉県農林公社、埼玉中央農業協同組合、及び農業委員会等の関係機関と連携し担い手への農地利用集積を促進することで、効率的な農業経営を支援します。



地域計画・協議の場



地域計画・目標地図

基本方針3 多彩で魅力的な農業の推進（ものづくりの視点）

(1) 元気な農畜産業の推進

施策の方向性

- ・ 持続可能で元気な農畜産業の実現に向け、必要な支援を行います。
- ・ 担い手不足等に対応するため、生産性向上や作業の効率化を目指すスマート農業の研究を進めるとともに導入支援を進めます。
- ・ 東松山市の農業の認知度を高めるため市内産農畜産物の情報発信を進めます。

具体的な取組

- ・ 各種マルシェ等を開催し「東松山農業者会 NEXT」や「東松山市戦略作物研究会」等の市内農業者と消費者をつなぐ取組を推進します。
- ・ 各種イベント情報を SNS やホームページを通じて発信し、東松山市農業を市内外に P R します。
- ・ 東松山市畜産協会を通じた家畜伝染病の予防等の取組により安全で安心な畜産を継続します。
- ・ 県や埼玉中央農業協同組合と連携し、ドローンや I C T 技術を活用したスマート農業の導入支援を進めます。
- ・ 農業者に対して農薬等の適正利用を周知し、安全で安心な農畜産物生産体制を構築します。
- ・ 適正な食品表示を確保するため、国、県と連携し、必要に応じて食品関連事業者への調査や指導を行います。
- ・ 乾田直播、湛水直播、再生二期作等の稲作に関する新技術について情報収集と情報発信を行います。

(2) 環境に優しい有機農業の推進

施策の方向性

- ・ 化学肥料及び農薬の使用量の低減につながる取組を推進します。
- ・ 有機農業等の環境に配慮した農業に関する情報発信を進めます。

具体的な取組

- ・ みどりの食料システム法に基づき、環境への負荷の低減を図るために行う事業活動に関する計画の認定制度（みどり認定制度）に沿った農業を推進します。
- ・ 持続可能な農業のため、化学肥料や農薬の使用量を低減した特別栽培農産物や有機農業の取組を支援します。
- ・ 有機農業に特化したマルシェ等を開催し、市内有機農業者と市民や消費者をつなぐ取組を進めます。
- ・ 環境や生態系に配慮した農業資材の利用や農業用プラスチック等の適正処理を推進します。
- ・ 地域にある有機資源（家畜堆肥、稲わら、木材チップ堆肥等）の有効利用を促進するとともに、供給者のPRや事例紹介を進めます。



有機農業マルシェ



有機野菜

(3) 農畜産物のブランド化と加工品の開発・販売の促進

施策の方向性

- ・市内産農畜産物のブランド化について検討を進めます。
- ・生産出荷だけでなく、加工、流通、販売等の6次産業化に取り組む農業者や、観光農園等の農業体験サービスを提供する農業者を支援します。

具体的な取組

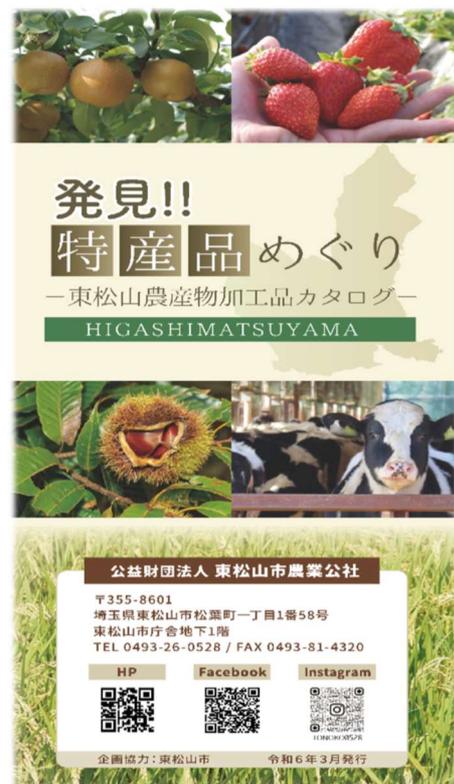
- ・特別栽培農産物等を活用した東松山市農産物のブランド化について検討を進めます。
- ・(公財) 東松山市農業公社や埼玉中央農業協同組合、東松山市農林公園指定管理者等と連携し、市内産農畜産物を使用した加工品の開発を推進します。
- ・農畜産物の付加価値を高め、市内で生産された農畜産物を使用し、6次産業化に取り組む生産者を支援します。



プレミアム梨パウンドケーキ



国分牛100%ハンバーグ



加工品カタログ

(4) 地産地消と食育の推進

施策の方向性

- ・地産地消と食育を推進し、市民や消費者の市内産農畜産物に関する理解を深めるとともに、市内産農畜産物の消費拡大を図ります。

具体的な取組

- ・産業祭や各種マルシェの開催等を通じ、市民や消費者が新鮮な農産物や美しい花等を購入する機会を設け、地産地消を推進します。
- ・市内産及び県内産農産物を使用した学校給食の取組を継続し、将来的には学校給食での市内産特別栽培米の提供を目指します。
- ・農業・食料に対する理解を深めるため地域の農業者と連携し、未来の農業を担う子どもたちを対象とした農作業体験等の取組を進めます。
- ・公立保育園における有機野菜を使用した給食づくり等の取組を進めます。



野菜のおはなし（まつやま保育園）



じゃがいもほり（まつやま保育園）



こども農業塾（梨の収穫作業）



こども農業塾（栗の選別作業）

(5) 東松山市農林公園の魅力アップ

施策の方向性

- ・「農とふれあうテーマパーク」をコンセプトに整備した農林公園の更なる魅力向上を図ります。

具体的な取組

- ・いちご、みかん、ブルーベリーの摘み取りや季節ごとの野菜の収穫体験を実施し、市民に農とふれあう機会を提供します。
- ・東松山市農林公園丘の上のカフェ「フーヴェル」では、年間を通じて市内の新鮮でおいしい農産物を使用したメニューを提供します。
- ・市内外から多くの方に訪れてもらえるよう、他の観光施設との連携や花や農産物を用いたイベントを開催します。
- ・農林公園における地域農業者の直売強化について検討します。



春：桜並木



夏：ひまわりとフーヴェル



秋：みかん収穫体験



冬：いちご摘み取り体験

3 指標と目標値

目指すべき将来像達成のため、基本方針に沿った各種取組を推進します。取組の進捗状況を把握するため、次のとおり指標と目標値を設定し、進捗を管理します。

※現状値はすべて令和7年3月末時点

1 多様な担い手の育成・確保（人づくりの視点）

| 項目 | 令和7年度 (現状値) | 令和17年度 (目標値) |
|-------------|----------------|-----------------|
| 新規就農者数（累計値） | 24名 | 35名 |
| 認定農業者数 | 39名 | 43名 |
| 農業研修生数（累計値） | 13名 | 90名 |

2 農地の保全と活用（基盤づくりの視点）

| 項目 | 令和7年度 (現状値) | 令和17年度 (目標値) |
|---------------|----------------|-----------------|
| 担い手への農地利用集積面積 | 293ha | 330ha |

3 多彩で魅力的な農業の推進（ものづくりの視点）

| 項目 | 令和7年度 (現状値) | 令和17年度 (目標値) |
|--------------------------------|----------------|-----------------|
| 農林公園における有料農林業体験者数（いちご、ブルーベリー等） | 14,426人 | 14,850人 |
| 農林公園 イベント参加者数 | 12,643人 | 20,380人 |
| 東松山市農畜産物加工品数 (累計値) | 30品目 | 47品目 |

第4章

計画の推進に向けて

第4章 計画の推進

1 推進体制

本市農業の振興に当たっては、本計画に掲げる将来像の実現を目指し、関係機関がそれぞれの役割と責任を果たしていくとともに、相互に連携しながら取り組んでいきます。

2 関係機関の役割

東松山市

市は、各関係機関と連携し、それぞれの役割が果たせるようハード・ソフト両面から支援・調整を図るとともに、国、県等の動向を踏まえた上で、本市農業に必要な施策を実施します。

東松山市農業委員会

農業委員会は、優良農地の維持と農地の流動化を促進することにより、担い手の支援を実施します。

(公財) 東松山市農業公社

(公財) 東松山市農業公社は、基本方針に基づき、農業者の安定的かつ効率的な農業経営の実現のため、担い手の確保・育成、農地の集積に努めるとともに、本市農産物の販路拡大に向けた取組を実践します。

埼玉中央農業協同組合

埼玉中央農業協同組合は、営農・販売支援に積極的に取り組み、本市農業の生産拡大を図るとともに、農業経営の改善等に取り組む農業者を支援します。

農畜産業者

農畜産業者は、安全で安心な農畜産物を生産及び供給し、安定的に農畜産業経営を継続できるよう農業者自らが主体的に効率的な活動を実践します。

市民

市民は、農業の多面的機能について理解を深め、農業・農村環境の保全に積極的に関わり組むとともに、市内で生産される農畜産物を積極的に利用することにより、地産地消を推進します。

(公社) 埼玉県農林公社

農地中間管理事業の主体となる「農地中間管理機構」として農地利用の効率化を図るための農地の集積・集約化を推進します。

参考資料

用語集

| 用語 | 【用語解説】 |
|------------|--|
| 乾田直播 | 苗を作らずに、直接「もみ」を播いて稲を栽培する方法。 |
| 再生二期作 | 水稻の収穫後に出てくるひこばえ(二番穂)を实らせてもう1度収穫する方法。 |
| 食育 | 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。 |
| 新規就農者 | 新たに農業に従事する者のこと。埼玉県では、64歳以下で新たに年間150日以上農作業を行う者を新規就農者としている。 |
| スマート農業 | ロボット技術やICTを活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業。 |
| 多面的機能 | 国土の保全や水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など農産物の供給等の農地が有する多面にわたる機能。 |
| 湛水直播 | 代かき後、水田に水を張った状態で育苗や田植えをせずに直接種「もみ」をまく水稻栽培方法 |
| 地域計画(目標地図) | 地域農業を維持するために、誰が・どこの農地で・どんな作物を・どのように栽培するのか、これから先の地域の農業の姿を、地域のみんなで話し合い、作り上げていく将来計画。 |
| 地産地消 | 地域で生産された農畜産物を地域で消費すること。 |
| 電気柵 | 野生動物の侵入を防ぐため畑や牧場に設置する柵 |
| 特別栽培農産物 | その農産物が生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況)に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素分量が50%以下で栽培された農産物。 |
| 土地改良区 | 土地改良法に基づき、土地改良事業を施行することを目的として、同法に基づいて設立された法人。地域の農業基盤整備の中核的な役割を担っている。 |

| 用語 | 【用語解説】 |
|----------|---|
| 認定農業者 | 農業経営基盤強化促進法に基づき、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適正であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村等から認定を受けた者。認定農業者は、経営所得安定対策の交付対象となるとともに、スーパーL 資金等の低利融資制度、農業経営基盤強化準備金制度による税制の特例、農業者年金の保険料助成等の支援措置が受けられる。 |
| 農業委員会 | 農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、もって農業の健全な発展に寄与するため、農業委員会に関する法律及び地方自治法の規定に基づき、一定以上の農地面積のある市町村に設置される機関。 |
| 農業振興地域 | 都道府県知事が指定する、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域。 |
| 農業水利施設 | 農業用水に係る水路護岸やパイプライン、水路トンネル、ポンプ場、農業用ため池など。 |
| 農業生産基盤 | 水田や畑、農業用の用水路や排水施設など農業生産のために欠かせない基盤。 |
| 農業の6次産業化 | 農業者が農産物の生産(1次産業)に加え、加工(2次産業)や流通・販売(3次産業)にも主体的にかかわり、農業経営に新たな付加価値を生み出す取組。1次×2次×3次=6次 |
| 農地の集積・集約 | 農地の売買・貸借によって担い手が利用する農地面積が増加すること(集積)や担い手が利用する分散した農地を権利の交換によってまとまりのある農地にすること(集約)。 |
| 農地中間管理機構 | 農地の集積・集約化を進めるために、各都道府県に一つ設置された農地の中間的受け皿となる組織。埼玉県では、(公社)埼玉県農林公社を、農地中間管理機構に指定している。 |
| 農地中間管理事業 | 農地の有効利用や農業経営の効率化を図るため、農地中間管理機構が、農地の所有者から農地を借受け、借受希望者へ農地を貸し付けることで農地の集積と集約化を促進する事業。 |

| 用 語 | 【 用 語 解 説 】 |
|-------------|---|
| 半農半X | 農業と農業以外の仕事を両立していこうとするライフスタイルのこと。 |
| 東松山市戦略作物研究会 | 新たな農産物導入による産地づくりを通じて、新規就農者や農家後継者の確保・育成、経営規模の拡大、農業所得の向上及び農産物の品質向上を図ることを目的として設立された団体。会員相互の連携により自主的に活動している。 |
| 東松山農業者会NEXT | 農業振興に関して、新しい視点に立った経営・技術を創造するとともに、会員相互の研鑽と親睦のなかから、協調性のある有能な人間として醸成し、もって東松山市における豊かな郷土の発展に寄与することを目的とした団体。東松山市内で営農する青年農業者または就農を志す者で組織されている。 |
| 有機農業 | 化学的に合成された肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を利用せず、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する方式による農業。 |
| 遊休農地 | 現在、耕作されておらず、今後とも耕作されないと見込まれる農地。病害虫の発生原因となるほか、農村景観を阻害するため、発生防止と解消・活用対策が早急な課題となっている。 |

第二次東松山市農業振興基本計画

令和8年3月

編集：東松山市環境産業部農政課

〒355-8601 東松山市松葉町 1-1-58

電 話 0493(21)1400

F A X 0493(23)7700

